

令和6年度 大江町有害鳥獣被害軽減電気柵等整備事業費補助金交付要綱

(目的及び交付)

第1条 町長は、中山間地域等における農作物の鳥獣被害防止に有効な対策を講ずるため、別表に定める事業実施主体が被害防止対策活動等を行う場合において、大江町補助金等の適正化に関する規則（昭和56年3月23日規則第3号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で事業実施主体に対し補助金を交付する。

(補助対象経費及び補助金の額)

第2条 補助金の交付の対象となる経費は、別表に掲げる事業に要する経費とし、補助金の額は同表に定めるところとする。

(補助金交付の要件等)

第3条 電気柵設置に係る補助金を交付するに当たっては、電気柵設置者（事業実施主体）は電気柵の適正な設置及び安全性を確保した運用等を周知する安全講習会を受講することを要件とする。

(事業対象期間)

第4条 事業の対象期間は交付決定日から令和7年3月31日までの期間とする。

(補助金の交付の申請)

第5条 規則第5条に定める補助金交付申請書に添付すべき書類は次のとおりとする。

- (1) 事業計画書（別記様式第1号）
 - (2) 収支予算書（別記様式第2号）
- 2 事業実施主体は前項の申請書を提出するに当たって、各事業実施主体について当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請す

るものとする。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない部分については、この限りでない。

(補助事業の変更)

第6条 規則第7条第1項第1号に定める軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 事業実施主体の事業内容の新設、中止または廃止
- (2) 事業に要する経費の30%を超える額の増減
- (3) 補助金の増額を伴う変更

2 規則第7条第1項第1号の規定により町長の承認を受けようとするときは、事業変更承認申請書(別記様式第3号)を提出しなければならない。

(補助事業の中止又は廃止)

第7条 規則第7条第1項第1号の規定により、補助事業の中止又は廃止について町長の承認を受けようとするときは、事業中止(廃止)承認申請書(別記様式第4号)を提出しなければならない。

(補助事業が予定期間内に完了しない場合等の報告)

第8条 補助事業が予定期間内に完了しないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、規則第7条第1項第2号の規定により、事業遂行状況報告書(別記様式第5号)を町長に提出し指示を受けなければならない。

(実績報告)

第9条 規則第14条に定める実績報告書の提出期限は、事業完了の日から起算して20日を経過する日又は令和7年3月31日のいずれか早い日とし、添付すべき書類は次のとおりとする。

- (1) 事業実績書(別記様式第1号)
- (2) 収支精算書(別記様式第2号)

2 第5条第2項ただし書により交付の申請をした事業実施主体は、前項の実績報告書を提出するに当たって、第5条第2項ただし書に該当した補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合にはこれを補助金額から減額して報告するものとする。

- 3 第5条第2項ただし書により交付の申請をした事業実施主体は、第1項の実績報告書を提出した後において、第5条第2項ただし書に規定する消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した事業実施主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第6号により速やかに町長に報告するとともに、町長の返還命令を受けてこれを返還するものとする。

（帳簿の備付等）

- 第10条 規則第21条に規定する帳簿及び証拠書類は、事業終了年度の翌年度から起算して5年間保管するものとする。
 - 2 事業実施主体は、事業により取得し、又は効用の増加した財産で処分制限期を経過しない場合には、財産管理台帳（別記様式第7号）及び関係書類を保管しなければならない。

（財産処分の制限）

- 第11条 規則第22条第2号により町長が指定する財産は、1件当たりの取得価格が50万円以上の機械及び器具とする。

（補助金の支払い）

- 第12条 補助金は、交付すべき補助金の額が確定した後に支払うものとする。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別 表

| 補助対象事業 | 事業実施主体 | 補助率 |
|--|--|---|
| 鳥獣による農作物被害防止（自家用作物を除く）のための電気柵（通電性を有する地際補強のためのシートも対象に含む。）又はワイヤーメッシュ柵の設置 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 農業者 ・ 農業者グループ | 補助対象事業に係る経費の2分の1以内。 1件当たり100,000円を上限とする。 |

※農業者…出荷・販売を目的として農作物を栽培している者。